

2015年版
法律事務職員実務問題集
「過去問解説」追補版2
～2016年度第8回試験解説～

2016年7月に実施された第8回日弁連法律事務職員能力認定試験の正答及び解説を掲載します。なお、試験問題につきましては日弁連ホームページお知らせ欄の2016年9月9日付けお知らせよりダウンロードできます（下記アドレス）。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/updates/data/2016/160909_monday_seito.pdf

一般社団法人 法律事務職員全国研修センター

2016年7月23日実施 第8回日弁連能力認定試験問題正答・解説

正答一覧

第1問	4	第21問	2	第41問	2
第2問	2	第22問	1	第42問	1
第3問	2	第23問	3	第43問	4
第4問	1	第24問	2	第44問	3
第5問	3	第25問	4	第45問	1
第6問	2	第26問	3	第46問	1
第7問	4	第27問	2	第47問	2
第8問	3	第28問	4	第48問	2
第9問	1	第29問	3	第49問	4
第10問	3	第30問	1	第50問	1
第11問	4	第31問	4	第51問	3
第12問	2	第32問	4	第52問	4
第13問	1	第33問	3	第53問	3
第14問	4	第34問	1	第54問	2
第15問	3	第35問	3	第55問	2
第16問	2	第36問	1	第56問	3
第17問	4	第37問	4	第57問	1
第18問	2	第38問	1	第58問	1
第19問	2	第39問	3	第59問	3
第20問	1	第40問	3	第60問	4

【第1問】 正解 4

- 1 正しい 必要的記載事項（民訴法133条2項1号）
- 2 正しい 必要的記載事項（民訴法133条2項2号）
- 3 正しい 民訴規則41条2項
- 4 誤り 訴額、印紙額は必要的記載事項ではない。

【第2問】 正解 2

- 1 求められる 代表者を明らかにするために代表者の資格証明書を添付する。
- 2 求められない 人訴規則13条で戸籍の謄本を添付するよう定められているが、住民票は必ずしも必要ではない。

- 3 求められる 民訴規則 5 5 条 1 項 1 号
- 4 求められる 民訴規則 5 5 条 1 項 2 号

【第3問】 正解 2

- 1 正しい 普通裁判籍（民訴法 4 条 1 項、2 項）
- 2 誤り 専属管轄の場合は合意管轄の規程は適用されない（民訴法 1 3 条 1 項）
- 3 正しい 特別裁判籍（事務所、営業所の所在地、民訴法 5 条 5 号）。
- 4 正しい 特別裁判籍（義務履行地、民訴法 5 条 1 号）。

【第4問】 正解 1

- 1 誤り 建物明渡請求と併合する場合は、未払い賃料は額にかかわらずに附帯請求となる（民訴法 9 条 2 項）。
- 2 正しい 非財産権上の請求（160万円）とその原因事実から生じる財産権上の請求を併合する場合は多額の方に吸収される（民訴費用法 4 条 3 項）。
- 3 正しい 附帯請求不参入の原則（民訴法 9 条 2 項）
- 4 正しい 訴えの利益が共通する部分は合算の必要はない（民訴法 9 条 1 項ただし書）

【第5問】 正解 3

- 1 誤り 請求の趣旨には、その訴状で原告が求める結論を記載する。貸金であることは請求の原因に記載すべき事項で、請求の趣旨に記載する必要はない。
- 2 誤り 訴訟物を特定するためには面積も明らかにする必要がある。なお、その面積に基づき訴訟物の価額も算定する。
- 3 正しい 利息についても請求の範囲を特定する必要があるので、利率も明記する必要がある。「～支払済みまで年5分の割合による金員を支払え」などと記載する。
- 4 誤り 形成の訴えなので「原告と被告とを離婚する」となる。請求の趣旨で「被告は～せよ」「被告は～してはならない」等相手方の作為・不作為を求めるのは給付の訴えの場合。

【第6問】 正解 2

- 1 正しい 民訴規則 4 1 条 1 項。
- 2 誤り 送達事務は書記官が取り扱う（民訴法 9 8 条 2 項）。
- 3 正しい 住所への送達ができなかった場合には就業先への送達をすることができる（民訴法 1 0 3 条 2 項）。
- 4 正しい 民訴法 1 0 7 条 3 項。

【第7問】 正解 4

- 1 正しい なお、証拠説明書は民訴規則137条で提出が求められている。
- 2 正しい 証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならない（民訴法180条）とされており、証拠申出書を提出して行う。
- 3 正しい なお、民訴法第2編第4章にそれぞれの証拠についての具体的な規定がある。
- 4 誤り 書証、証拠説明書は、ファクシミリ提出及び直送は可能であるが、準備書面とは異なり原則とはなっていない（民訴規則3条）。他方、準備書面は、直送しなければならない（民訴規則83条1項）。

【第8問】 正解 3

- 1 誤り 民事訴訟の判決は当事者が出頭しなくても言い渡しができる（民訴法244条）。
- 2 誤り 少額訴訟判決は執行文付与は必要ないが、他の判決は執行文付与が必要。仮執行宣言付き判決は確定しなくても債務名義となるが、執行文は必要である。
- 3 正しい 強制執行を止めるためには、別に強制執行停止手続きが必要（民訴法403条1項3号）。
- 4 誤り 別に訴訟費用額確定処分が必要（民訴法71条）。

【第9問】 正解 1

- 1 誤り 支払督促の申立てには、金額の制限はない。
- 2 正しい 裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる（民訴法382条）とされており、申立書のみで、証拠は必要ない。
- 3 正しい 民訴法383条1項。オンライン申立ての際の例外があるが、原則としてとなっているので正しい。
- 4 正しい 仮執行宣言付き支払督促は債務名義となり（民執法22条4号）、債務者に送達がなされれば確定を待たずに強制執行が可能となる。

【第10問】 正解 3

- 1 正しい 民訴法235条2項。
- 2 正しい 証拠保全に関する費用は、訴訟費用の一部とされており（民訴法241条）訴え提起後は改めて納める必要はない。訴え提起前は、民訴費用法別表1の17のイ（イ）で500円。
- 3 誤り 相手方に事前に送達されて、証拠の改ざん等をされると困るので、通常証拠調べの直前に執行官送達によって送達される。
- 4 正しい 民訴法238条。

【第11問】 正解 4

- 1 **正しい** 仮の地位を定める仮処分命令は、特別の事情がない限り、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日が必要となる（民保法23条4項）
- 2 **正しい** 「証明」ではなく「疎明」で可とされている（民保法13条2項）
- 3 **正しい** 「保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる」（民保法14条1項）
- 4 **誤り** 本案訴訟に付随した手続きではあるが、債務者が任意に履行する場合や債権者が本訴を断念する場合等本案提起がなされないこともある。

【第12問】 正解 2

- 1 **正しい** 民保規則20条1号ロ(1)、23条
- 2 **誤り** 執行段階では必要となるケースもあり得るが、占有者が住民登録をしているとは限らないので、発令の段階では必ずしも必要ない。
- 3 **正しい** 民保規則20条1号ハ
- 4 **正しい** 疎明資料として実務上求められる。

【第13問】 正解 1

- 1 **認められない** 立担保方法としてこのような制度はない。
- 2 **認められる** 裁判所が認めれば第三者による担保の提供も可能で、法テラスによる担保提供もその一例。
- 3 **認められる** 民保法4条1項
- 4 **認められる** 民保法4条1項、民保規則2条

【第14問】 正解 4

- 1 **正しい** 民保法12条1項。
- 2 **正しい** 民保法12条1項。
- 3 **正しい** 民保法12条1項。
- 4 **誤り** 本案が控訴審に係属するときは控訴裁判所の管轄となる（民保法12条3項）。

【第15問】 正解 3

- 1 **必要** 通常保全事件の記録には債務者の委任状はないので、改めて委任状の提出が必要となる。
- 2 **必要** 担保権利者の同意に基づく申立てなので同意書が必要。
- 3 **不要** 供託原因消滅証明申請書は、裁判所に対して担保取消の申立人が提出する書面。
- 4 **必要** 担保取消決定に対しては即時抗告ができ（民訴79条4項）、即時抗告には執行停止の効力があるので、即時抗告期間一週間が経過しな

れば担保取消決定は確定しない（民訴334条1項、332条）。

そこで、早期確定を得るため予め「抗告権の放棄書」（即時抗告権の放棄書とする場合が多い）も受領しておき、一緒に提出する。

【第16問】 正解 2

仮差押を受けた債務者は、相手方に対して一定の期間内に本案訴訟を提起するよう裁判所に申し立てることができ（民保法37条1項）、これを起訴命令の申立てという。したがって2が正しい。

【第17問】 正解 4

- 1 債務名義 民執法22条4号
- 2 債務名義 民執法22条3号、7号、家事法268条1項
- 3 債務名義 民執法22条2号
- 4 債務名義ではない 公正証書が債務名義となるのは、金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求についてのものに限定される（民執法22条5号）。

【第18問】 正解 2

- 1 正しい 債権者が立証すべき事項ではないので単純執行文で可。
- 2 誤り 引き換え給付は同時履行なので登記請求以外は執行文としては単純執行文で可。
- 3 正しい 承継があった場合には債権者であっても債務者であっても承継執行文が必要。
- 4 正しい 実務的には、債務名義の使用証明を添付して、執行文の再度数通付与を申請する。

【第19問】 正解 2

- 1 適切である 差押債権の80万円は権利供託ができ（民執法156条1項）、残りの20万円は債務者に支払ってよい。
- 2 適切でない 支払日の前日に送達されたのであれば、支払日にはまだ差押債権者の取立権は発生していない（民執法155条1項）。取立権が発生するまでは80万円は保管するか又は供託すべきである。
- 3 適切である 第三債務者は差押えを受けた債権の全額を権利供託できる（民執法156条1項）。
- 4 適切である 差押えが競合したので義務供託となる（民執法156条2項）。

【第20問】 正解 1

- 1 必要ない 債務名義が必要となるのは強制執行で、担保不動産競売には必要ない。
- 2 必要 民執規23条1号、173条。

- 3 必要 民執規23条の2-1号、173条。
- 4 必要 民執規23条5号、173条。

【第21問】 正解 2

- 1 正しい 仮執行宣言付き判決に対しては、控訴にともなう強制執行停止の申立てが可能である（民訴法403条1項3号）。
- 2 誤り 担保不動産競売は強制執行ではないので債務名義を前提とした請求異議訴訟や強制執行停止申立てはできない。なお、被担保債権が存在しない等の事情であれば、例えば抵当権抹消登記手続請求の本案訴訟を前提として、競売手続停止の仮処分申立てを行う等の方法があり得る。
- 3 正しい 執行官の執行処分については執行異議の申立て及びそれにとりなう執行停止の申立てが可能である（民執法11条1項、2項、10条6項）。
- 4 正しい 執行証書（民執法22条5号）に基づく執行に対しては、民事調停申立てにとりなう執行停止の申立てが可能である（民調規則5条1項）。

【第22問】 正解 1

- 1 正しい 民執法7条、168条4項
- 2 誤り 標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭は差押えできない（民執法131条3号）。
- 3 誤り 民執法168条の2 6項
- 4 誤り 建物収去土地明渡の強制執行は、それを命じた判決等の債務名義に基づいて行われる。収去命令は、執行官が代替執行をする権限を得るためのもので、授權決定と言われる。

【第23問】 正解 3

- 1 義務はない 創設的届出なので届出義務はない。
- 2 義務はない 創設的届出なので届出義務はない。
- 3 義務がある 調停により離婚した事実の報告的届出なので、申立人は調停成立後10日以内に届出する義務がある。
- 4 義務はない 創設的届出なので届出義務はない。

【第24問】 正解 2

- 1 適切である 被相続人については子をすべて把握し、またその他の戸籍の記載事項も確認するため、原則として出生から死亡までの全ての戸籍を取り寄せる。
- 2 適切でない 死亡している子については、代襲者を調べるために全ての戸籍が必要であるが、存命の子については、子であることと存命であることの確認ができればよいので、通常現在戸籍のみで足りる。
- 3 適切である 配偶者であること及び存命であることの確認ができればよいので、現在戸籍があれば足りる。

- 4 適切である 兄弟姉妹が相続人である場合には、すべての兄弟姉妹を調べる必要があるので、両親についての出生時から少なくとも生殖年齢に達してから死亡するまでのすべての戸籍を取り寄せる。

【第25問】 正解 4

- 1 正しい 未婚の娘に子ができた場合には、原則として母と子の新戸籍が編製される。を選択し
- 2 正しい コンピュータ化前の戸籍は改製原戸籍となる。
- 3 正しい 氏を選ばれた方が筆頭者となって戸籍が編製される。
- 4 誤り 婚姻により氏を改めた者は、離婚して婚姻前の戸籍に復籍するか、又は新たな戸籍が編製される。

【第26問】 正解 3

- 1 正しい 不登法34条
- 2 正しい 不登法27条1号で、登記原因及び日付を記載することになっているので新築年月日が記載される。
- 3 誤り 登記簿の甲区には所有権に関する登記事項が、乙区には所有権以外の権利に関する登記事項が記載される。地上権は所有権以外の権利なので乙区に記載される。
- 4 正しい 登記簿の甲区には所有権に関する登記事項が、乙区には所有権以外の権利に関する登記事項が記載される。担保権は所有権以外の権利なので乙区に記載される。

【第27問】 正解 2

- 1 正しい 不動産登記簿は一般に公開されているものなので、登記事項証明書は誰でも申請できる（不登法119条1項）。
- 2 誤り 分筆され新たな地番となった土地の登記簿は、新たに編製されるが元々の登記事項はそのまま記載される。なお、元的地番の土地も地積が変わるだけで閉鎖されるわけではない。
- 3 正しい コンピュータ化される前の登記簿は閉鎖されているので、コンピュータ化にともなう閉鎖登記簿謄本を申請する。
- 4 正しい 登記簿の附属書類なので、保存期間内であれば、利害関係人は閲覧申請ができる（不登法121条2項）。

【第28問】 正解 4

- 1 正しい 本店が異なっていれば登記できる。
- 2 正しい 特例有限会社といい株式会社として存続している（会社法施行整備法2条、3条）。
- 3 正しい 会社法6条2項。
- 4 誤り 設立年月日は会社の設立登記を申請した日になる。

【第29問】 正解 3

- 1 正しい 会社法915条1項ほか
- 2 正しい 商法9条1項、会社法908条1項
- 3 誤り 清算会社として存続し清算結了登記をして閉鎖になる。
- 4 正しい 登記できる（会社法933条ほか）

【第30問】 正解 1

- 1 理由にならない 半額の提供なので「債務の本旨に従った弁済の提供」（民法493条）ではないので、供託の理由とならない。
- 2 理由になる 「債務の本旨に従った弁済の提供」を行い受領を拒否されたので供託の理由となる。
- 3 理由になる 係争中で予め受領を拒否されており、受領しないことが明らかであれば、現実の提供をしなくても供託が可能。
- 4 理由になる 相続人が不明なので、債権者不確知により供託が可能。

【第31問】 正解 4

- 1 正しい 家事審判には別表第一事件と別表第二事件がある（家事法39条）。なお、他にも「調停に代わる審判」が行われることもあるが、「別表一別表二のみ」とはなっていないので正しい。
- 2 正しい 別表第二事件は、当事者間の話し合いによる解決が期待されることから通常調停手続きが先行して行われ、調停不成立により審判手続きに移行する。
- 3 正しい 審判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる（家事法85条）。
- 4 誤り 家事法54条、64条1項ほか。

【第32問】 正解 4

- 1 正しい 別表第一事件は、紛争性のない事件なので審判のみとなっており、調停事件の対象から除外されている（家事法244条）。
- 2 正しい 調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならない（家事法257条1項）とされ、調停前置となっている。
- 3 正しい 別表第二事件なので、調停が不成立になり終了した場合、家事調停の申立ての時に、当該事項についての家事審判の申立てがあったものとみなされ（家事法272条4項）、自動的に審判に移行する。
- 4 誤り 離婚、離縁以外の人事訴訟法第2条に定める事件は、本来訴訟で解決すべき事件なので、当事者の意思のみで調停を成立させ終了することはできない。この場合は合意に相当する審判を行うことができる（家事法277条）。

【第33問】 正解 3

- 1 正しい 家事法 6 8 条 1 項
- 2 正しい 家事法 4 7 条 1 項
- 3 誤り 別表第二に掲げる事項についての家事審判の申立てがあった場合には、家庭裁判所は、原則として家事審判の申立書の写しを相手方に送付しなければならない（家事法 6 7 条 1 項）。
- 4 正しい 家事法 5 6 条 1 項

【第 3 4 問】 正解 1

- 1 誤り 人事訴訟は専属管轄（人訴法 4 条 1 項）なので合意による管轄はない。
- 2 正しい 調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならない（家事法 2 5 7 条 1 項）とされ、調停前置となっている。
- 3 正しい 離婚・離縁以外の人事訴訟事件は、当事者の合意のみで解決するのに相応しくないため、和解により解決することはできない（人訴法 1 9 条 2 項、3 7 条 1 項）。離婚・離縁についてはもともと協議離婚、協議離縁があるので、和解が可能とされている。
- 4 正しい 人訴法 9 条 1 項

【第 3 5 問】 正解 3

人事訴訟は調停前置が原則であるが、最初から調停が不可能と思われるような場合には例外的にいきなり訴訟提起することが認められる。相手方の所在が不明の場合、外国に居住していて調停に参加する見込みがない場合、精神障害により調停能力が喪失している場合等が実務上の典型的な例であるが、単に相手方が話し合いを拒否している程度であれば、原則どおり調停前置となる。

【第 3 6 問】 正解 1

- 1 誤り 仮執行宣言は確定前でも執行できるようにするものだが、判決が確定し離婚が成立しなければ、財産分与請求権は発生しないので、仮執行宣言は得られない。
- 2 正しい 離婚訴訟における附帯処分としての養育費の請求は、離婚後の分となる。離婚前に別居等により請求する場合には、通常婚姻費用として別途調停等で請求することになる。
- 3 正しい 離婚成立後の戸籍の届出が必要となるので、実務上住所のほか本籍も記載する。
- 4 正しい 人訴規則 1 3 条

【第 3 7 問】 正解 4

判決により離婚したこと及びそれが確定したことを証明する必要がある、

通常離婚する旨や親権者の指定を判示した部分のみの判決謄本(省略謄本)と判決確定証明書を添付する。なお、判決正本を添付して届出することはもちろん可能ではあるが、例えば慰謝料、財産分与、養育費等のその他の請求の際に判決正本が必要となるので、1通しかない判決正本を届出の際に提出してしまうのは適切ではない。判決送達証明書は、強制執行の際に必要なもので、戸籍届出には不要である。

【第38問】 正解 1

- 1 誤り 年金受給権ではなく、婚姻期間中の保険料納付実績を分割する制度である
- 2 正しい 合意分割の際にそのような方法によることが可能である。
- 3 正しい 平成20年4月1日以降に国民年金法上の3号被保険者期間がある場合に、相手方の厚生年金標準報酬を当然に2分の1の割合で分割できる制度なので、当事者双方の合意も不要であり、家庭裁判所の関与は必要ない。
- 4 正しい なお、この場合審判や判決の確定または調停・和解の成立後1か月以内に分割請求する必要がある。

【第39問】 正解 3

法定相続人を判定する問題である。配偶者Bのほかは、Cの代襲者EとFが相続人であったが、A死亡後にFが死亡しているので、Fの相続人としてGとHが遺産分割に参加することになる。したがって相手方の組み合わせはE, G, H。

【第40問】 正解 3

代襲者としての相続分と養子としての相続分を区別して計算する必要がある。各相続人の法定相続分は、

B=配偶者として $1/2$ 。

E=Cの代襲者として $1/8$ 、養子として $1/8$ で合計 $2/8$

H=養子として $1/8$ 、F相続分 $1/8$ の $1/2$ の合計で $3/16$

G=F相続分 $1/8$ の $1/2$ 合計で $1/16$

となり、3が正解。

【第41問】 正解 2

- 1 正しい 相続放棄は代襲原因にはならない。相続放棄をすると初めから相続人でなかったことになる(民法939条)。
- 2 誤り 「自己のために相続の開始があったことを知ったときから3箇月以内」(民法915条1項)なので、被相続人の死亡を知ったときからではない。死亡の事実を知ることと相続発生はイコールではない。
- 3 正しい 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄(家事法201条)とされており、相続が開始した地は被相続人の住所(民法883条)

となっている。

- 5 正しい 法定単純承認（民法921条1号）となるので、相続放棄できない。

【第42問】 正解 1

- 1 誤り 普通養子は実親の相続人となる。普通養子縁組をしても実親との親子関係は消滅しない。
2 正しい 民法886条1項、2項。
3 正しい 内縁の妻は相続における配偶者とは認められていない。
4 正しい 非嫡出子と嫡出子の相続分は現行では同じになっている（民法900条1項）。平成25年最高裁判例を受けたものである。

【第43問】 正解 3

- 1 無効である 自筆証書遺言は全文自筆である必要がある（民法968条1項）。
2 無効である 同上。
3 無効である 日付は作成日が特定できなければならないので「年月吉日」は無効である。
4 無効にはならない 判例で拇印も認められている。
※ なお、現在法制審議会の相続部会で、自筆証書遺言の方式を緩和する改正が検討されているので、将来的には変更になる可能性が高い。

【第44問】 正解 3

- 1 みなされる 法定単純承認（民法921条1号）。
2 みなされる 法定単純承認（民法921条2号）。
3 みなされない 管理のために居住することは財産価値を維持する保存行為なので認められる（民法921条1号ただし書き）。
4 みなされる 法定単純承認（民法921条3号）。

【第45問】 正解 1

- 1 誤り 交付請求権者は、本人、配偶者、四親等内の親族及びその代理人となっている（後見登記等に関する法律10条）。
2 正しい 家事規則77条
3 正しい 任意後見についての登記嘱託は通常公証人が行う。
4 正しい 通常成年後見人の事務として行われることが多い。

【第46問】 正解 1

- 1 誤り 免責不許可事由がある場合には、免責が受けられない場合はあるが、破産手続開始決定を受けることができないわけではない。
2 正しい 自然人の場合は、原則として、普通裁判籍所在地（すなわち通常住所地）を管轄する地方裁判所の管轄となる（破産法5条）。

- 3 正しい 自然人の場合の自己破産申立手数料は、1000円＋免責許可申立手数料500円の合計1500円を納める。
- 4 正しい 破産財団に属する個別財産に対する強制執行は失効する（破産法42条2項）。

【第47問】 正解 2

- 1 できる 破産申立の際に、関連事件があるために管轄が発生する場合がある（破産法5条）。親子会社（3項、4項）、法人とその代表者（6項）、連帯債務者、主債務者と保証人、夫婦（7項1～3号）の場合である。
- 2 できない 親子であるだけでは、同じ地方裁判所の管轄とはならない。
- 3 できる 破産法5条7項1号。
- 4 できる 破産法5条6項。

【第48問】 正解 2

- 1 正しい 弁護士資格その他の資格制限がある。
- 2 誤り 被選挙権については制限を受けない。
- 3 正しい 転居、旅行等については裁判所の許可が必要（破産法37条）。
- 4 正しい 郵便物は原則として破産管財人に転送される（破産法81条1項）。

【第49問】 正解 4

- 1 正しい 同時廃止は破産手続き開始と同時に手続きを廃止することである（破産法216条1項）。
- 2 正しい 法人破産の場合には原則として同時廃止にはならない。また免責不許可事由がある場合の免責調査等のために破産管財人が選任されることもある。
- 3 正しい 破産法216条1項
- 4 誤り 同時廃止の場合にはそもそも破産管財人が選任されない。

【第50問】 正解 1

- 1 誤り 破産管財人は、破産債権に関しないものを受け継ぐので、全てを受け継ぐわけではない（破産法44条2項）。
- 2 3 4は正しい

【第51問】 正解 3

- 1 正しい 破産法2条7項
- 2 正しい 破産法2条5項、97条、98条、99条。
- 3 誤り 納期限から1年未満の債権は財団債権（破産法148条1項3号）。

4 正しい 破産法149条1項

【第52問】 正解 4

- 1 正しい 原則3年, 最長5年で支払うことになる(民再法229条2項2号),
- 2 正しい 給与所得者等再生の申立人となりうる者は, 小規模個人再生の申立が可能である。
- 3 正しい 小規模個人再生の手続開始の要件(民再法221条), 再生計画の認可の要件(民再法241条)等に破産の免責不許可事由はない。
- 4 誤り 基準債権総額が1800万円の場合は, 最低弁済基準額が300万円なので, 清算価値と比べていずれか高い額が最低弁済額となるから, 最低弁済額は300万円になる。

【第53問】 正解 3

- 1 利用不可 住宅ローン債権がある場合に住宅を維持しながら債務整理を可能とするための制度であるから, 住宅ローン以外の抵当権がある場合には利用できない。
- 2 利用不可 保証会社が代位弁済した後も, 6ヵ月以内なら住宅特則の利用が可能である(民再法198条2項)。
- 3 利用可 「住宅」とは, 「個人である再生債務者が所有し, 自己の居住の用に供する建物であって, その床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるもの」である。
- 4 利用不可 住宅ローン以外の抵当権があるため利用できない。

【第54問】 正解 2

- 2は, 被告人と呼ばれるのは裁判所に起訴された後なので誤り, 1, 3, 4は正しい。

【第55問】 正解 2

- 2は, 公判開始後の同意記録は裁判所で閲覧謄写できる。1, 3, 4は検察庁で閲覧・謄写申請をする。

【第56問】 正解 3

- 1 正しい 保釈は起訴後判決確定まで請求できる。
- 2 正しい 起訴された裁判所に提出する。
- 3 誤り 公判前の保釈は, 原則として公判担当以外の裁判官が行う(起訴状1本主義のため)。
- 4 正しい 弁護士協同組合による保釈保証書の発行で保釈金に代えることができる。

【第57問】 正解 1

- 1 正しい 控訴の提起期間は、14日とする（刑訴法373条）。上訴の提起期間は、裁判が告知された日から進行する（刑訴法358条）。なお、期間の計算は初日不参入である（刑訴法55条1項）。
- 2 誤り 刑事事件の控訴審は高等裁判所になる。
- 3 誤り 控訴申立書は原審に提出する。
- 4 誤り 控訴棄却となる。

【第58問】 正解 1

- 1 誤り 検察官の出席は例外的となっている（少年法22条の2）。
- 2、3、4は、正しい

【第59問】 正解 3

- 3の終了した事件の相手方からの別事件の依頼は受任してかまわない。1、2、4は正しい。

【第60問】 正解 4

- 1 定められている 弁護士職務基本規程19条
- 2 定められている 弁護士職務基本規程27条、28条
- 3 定められている 弁護士職務基本規程38条
- 4 定められていない 弁護士職務基本規程にはない。ただし別に日弁連規則で定められている。

